

子 発 0901 第 1 号  
令 和 3 年 9 月 1 日

各  $\left( \begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{指 定 都 市 市 長} \\ \text{児 童 相 談 所 設 置 市 市 長} \end{array} \right)$  殿

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

### 児童相談所運営指針の改正について

児童相談所の運営及び活動については、児童福祉法、児童福祉法施行令及び同施行規則に定めるほか、基本的な業務の在り方等については、従前より「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日付け児発第133号）において具体的に示しているところである。

今般、要保護児童等が転居した場合等における迅速かつ正確な情報共有等の観点から、「児童相談所運営指針」の一部を別添のとおり改正したので、改正の内容について御了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市区町村並びに関係機関及び関係団体等に対し周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

新	旧
<p>第1章 児童相談所の概要 第1、2節（略） 第3節 児童相談所の業務 1. 相談の受付 (1)～(4)（略） (5) 相談の受付については来所、電話、文書等によるものがあるが、巡回相談や電話相談を活発に行う等、利用者の利便性向上を図っていく。 特に電話相談に関しては、児童相談所への通告・相談の手段として一般に利用しやすく、児童相談所虐待対応ダイヤルが平成27年7月から覚えやすい3桁番号(189 (いち・はや・く))になり、さらに令和元年12月3日から通話料の無料化及び児童相談所相談専用ダイヤル (<u>0120-189-783 (いちはやく・おなやみを) 令和3年7月無料化</u>) の創設など、より一層の活用が期待されることから、ホームページやパンフレット等において、電話相談の受付方法等を積極的に周知すること。また、児童虐待が疑われる子どもを発見した場合、子育てや出産に関し悩みを抱えている場合などにおいて、通告や相談をためらうことが無いよう、匿名で相談が可能であることも、あわせて周知することが望ましい。 さらに、電話よりもSNSを主要なコミュニケーションツールとしている者が多いことから、子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談に対して、多くの方が利用するSNSを活用するなど、相談者の利便性の向上を図る必要がある。</p> <p>第2章（略）</p> <p>第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務 第1節（略） 第2節 相談の受付と受理会議 1～5.（略） 6. 他の児童相談所へのケース移管及び情報提供 支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携を図りつつ対</p>	<p>第1章 児童相談所の概要 第1、2節（略） 第3節 児童相談所の業務 1. 相談の受付 (1)～(4)（略） (5) 相談の受付については来所、電話、文書等によるものがあるが、巡回相談や電話相談を活発に行う等、利用者の利便性向上を図っていく。 特に電話相談に関しては、児童相談所への通告・相談の手段として一般に利用しやすく、児童相談所虐待対応ダイヤルが平成27年7月から覚えやすい3桁番号(189 (いち・はや・く))になり、さらに令和元年12月3日から通話料の無料化及び児童相談所相談専用ダイヤル (<u>0570-783-189 (なやみ・いち・はや・く)</u>) の創設など、より一層の活用が期待されることから、ホームページやパンフレット等において、電話相談の受付方法等を積極的に周知すること。また、児童虐待が疑われる子どもを発見した場合、子育てや出産に関し悩みを抱えている場合などにおいて、通告や相談をためらうことが無いよう、匿名で相談が可能であることも、あわせて周知することが望ましい。 さらに、電話よりもSNSを主要なコミュニケーションツールとしている者が多いことから、子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談に対して、多くの方が利用するSNSを活用するなど、相談者の利便性の向上を図る必要がある。</p> <p>第2章（略）</p> <p>第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務 第1節（略） 第2節 相談の受付と受理会議 1～5.（略） 6. 他の児童相談所へのケース移管及び情報提供 支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携を図りつつ対</p>



移管を行う場合、移管元の児童相談所は援助方針会議等で、組織として方針を確認し、速やかに移管先の児童相談所と事前協議を行うこと。

事前協議に当たっては、迅速かつ正確に情報を共有するため、原則として「要保護児童等に関する情報共有システム」（以下「情報共有システム」という。）により必要な情報を共有すること。

(イ)～(エ) (略)

#### イ 情報提供

情報提供とは、当該児童相談所の援助により状況の改善が図られ終結したが、ケースが管轄区域外に転居したことに伴い、今後虐待が再発する可能性等から転居先の児童相談所への情報の引き継ぎを行うことである。

#### (ア) 情報提供の事前協議

情報提供を行う場合は、援助方針会議等で方針を確認した後、速やかに転居先の児童相談所と事前協議を行うこと。事前協議に当たっては、迅速かつ正確に情報を共有するため、原則として情報共有システムにより必要な情報を共有すること。

(イ)～(ウ) (略)

(2)～(4) (略)

#### 7. 転出先が不明な場合の対応

支援を行っている家庭が、転出先等を告げずに転出した場合には、迅速な情報交換が必要になることから、次により対応する。

#### ① 情報共有システムにより全国の児童相談所に通告する。

(削除)

(削除)

② 児童相談所においては、管内の市町村に対して通告を行い、子どもの発見に努める。

③ この場合の通告内容は、要保護児童本人の氏名、性別、年齢、学年、転出時期、事例担当児童相談所名とする。

(削除)

移管を行う場合、移管元の児童相談所は援助方針会議等で、組織として方針を確認し、速やかに移管先の児童相談所と事前協議を行うこと。

(イ)～(エ) (略)

#### イ 情報提供

情報提供とは、当該児童相談所の援助により状況の改善が図られ終結したが、ケースが管轄区域外に転居したことに伴い、今後虐待が再発する可能性等から転居先の児童相談所への情報の引き継ぎを行うことである。

#### (ア) 情報提供の事前協議

情報提供を行う場合は、援助方針会議等で方針を確認した後、速やかに移管先の児童相談所と事前協議を行うこと。

(イ)～(ウ) (略)

(2)～(4) (略)

#### 7. 転出先が不明な場合の対応

支援を行っている家庭が、転出先等を告げずに転出した場合には、迅速な情報交換が必要になることから、次により対応する。

#### ① 中央児童相談所以外の児童相談所が担当する事例の場合は、中央児童相談所に連絡する。

#### ② 中央児童相談所は、全国の中央児童相談所に対して通告を行う。

#### ③ 通告を受けた中央児童相談所は、他の児童相談所に通告を行う。

④ 児童相談所においては、管内の市町村に対して通告を行い、子どもの発見に努める。

⑤ この場合の通告内容は、要保護児童本人の氏名、性別、年齢、学年、転出時期、事例担当児童相談所名とする。

#### ⑥ 全国の児童相談所間の通告については、全国児童相談所長会において取り決められた「児童虐待における他県児童相談所との連携について」（平成11年10月15日付け全国児童相談所長会11全児相第11号）を参考とされたい。

④ 子どもを発見した児童相談所は、情報共有システムを活用するなどして、事例を担当していた児童相談所と連携を図り、円滑な移管を行う。

8～12. (略)

第3～8節 (略)

第4章 援助

第1、2節 (略)

第3節 養子縁組

1～9. (略)

10. その他

(1) (略)

(2) 養子縁組については、本指針に定めるほか次の通知等による。

①～⑦ (略)

⑧ 令和2年7月3日付け子家発 0703 第1号「民間あっせん機関及び児童相談所の連携のための手引きについて」

⑨ 令和3年9月1日付け子家発 0901 第1号「特別養子縁組制度の改正を踏まえた年齢要件の緩和及び手続の改正に係る事例に関する留意事項について」

⑩～⑭ (略)

第4～11節 (略)

第5～7章 (略)

第8章 各種機関との連携

第1～20節 (略)

第21節 その他の機関との関係

1～4. (略)

5. 地域生活定着支援センター

矯正施設に入所した児童の帰住調整について、入所前にケースとして関わっていた場合は、地域生活定着支援センターの求めに応じて必要な協力を行うこと。

地域生活定着支援センターとの連携を図る上で留意すべき点については、「矯正施設入所者等の帰住調整等に関する児童相談所と地域生活定着支援センターの連携について」(令和3年6月10日付け子家発 0610 第1号、

⑦ 子どもを発見した児童相談所は、事例を担当していた児童相談所と連携を図り、円滑な移管を行う。

8～12. (略)

第3～8節 (略)

第4章 援助

第1、2節 (略)

第3節 養子縁組

1～9. (略)

10. その他

(1) (略)

(2) 養子縁組については、本指針に定めるほか次の通知等による。

①～⑦ (略)

(新設)

(新設)

⑧～⑫ (略)

第4～11節 (略)

第5～7章 (略)

第8章 各種機関との連携

第1～20節 (略)

第21節 その他の機関との関係

1～4. (略)

(新設)

社援総発 0610 第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、社会・援護局総務課長通知)を参照すること。

6. その他

児童相談所は、少年鑑別所、少年サポートセンター、保護観察所、保護司、人権擁護委員、弁護士、いのちの電話、児童虐待防止センター等の民間虐待防止団体、ボランティア団体等、地域にある機関及び母子家庭等日常生活支援事業等各種事業を展開している機関、団体等について十分把握し、連携を図る。

第9章 (略)

5. その他

児童相談所は、少年鑑別所、少年サポートセンター、保護観察所、保護司、人権擁護委員、弁護士、いのちの電話、児童虐待防止センター等の民間虐待防止団体、ボランティア団体等、地域にある機関及び母子家庭等日常生活支援事業等各種事業を展開している機関、団体等について十分把握し、連携を図る。

第9章 (略)